

# 第7次南知多町総合計画策定支援業務 に係る企画提案競技実施要領

## 1 趣旨

この実施要領は、第7次南知多町総合計画策定支援業務を委託するにあたり、プロポーザル方式により契約候補者を選定するため、第7次南知多町総合計画策定支援業務委託プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

- (1) 委託業務名: 第7次南知多町総合計画策定支援業務
- (2) 委託業務内容: 別紙「第7次南知多町総合計画策定支援業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期限: 契約の日～2020年3月31日
- (4) 委託金額の上限: 7,506,000円(消費税相当額を含む)

## 3 企画提案事業者説明会

本プロポーザルについて説明会を開催する。

説明会への参加は任意で、参加の有無が契約候補者の選考に影響を与えることはない。

- (1) 開催日時: 2019年3月7日(木) 午後2時～
- (2) 開催場所: 南知多町役場1階 第1会議室
- (3) 申込方法: 企画提案事業者説明会参加申込書(様式3)を2019年3月7日(木)正午までに役場企画課へ提出。(メール、FAX可)

## 4 プロポーザル参加意向申出

本プロポーザルに参加意向がある企画提案事業者はプロポーザル参加意向申出書(様式1)を提出すること。

- (1) 提出期限: 2019年3月11日(月)午後5時まで
- (2) 提出方法: 持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。
- (3) 回答方法: 南知多町入札参加資格等を確認のうえ、提案資格確認結果通知書(様式2)を送付する。

## 5 質問の受付

実施要領の内容について、不明な点がある場合は質問書(様式任意)を提出すること。

- (1) 提出期限: 2019年3月11日(月)午後5時まで

- (2)提出方法:電子メールに限る。(電話、FAX不可)
- (3)回答方法:提出された質問及び企画提案事業者説明会における質疑応答に対する回答は、電子メールで全ての**参加意向申出事業者**へ2019年3月13日(水)午後5時までに行う。

## 6 契約候補者の選定方法

公募型によるプロポーザル方式により選定する。

## 7 企画提案書の作成

- (1)企画提案書は、1社につき1案とする。PRしたいポイントや記載内容の理由、背景などの提案趣旨を明確に示すこと。なお、下記の【企画提案書の構成】の①についてはA3版、短辺綴じ・両面印刷で16ページ以内、表紙を付ける場合も16ページに含める。なお、②～⑤についてはA4版、長辺綴じ・両面印刷で別添とすること。
- (2)別紙「第7次南知多町総合計画策定支援業務仕様書」の業務内容を踏まえ、企画提案書には以下のような内容を記載すること。
- 2019年度だけでなく2020年度も併せて提案すること。

### 【企画提案書の構成】

#### ①本業務に対する企画提案

##### ア. 新総合計画策定への基本的な考え方について

企画提案事業者が本業務に取り組む基本的な考え方、コンセプトについて、町の特性や実情を踏まえて記載すること。

##### イ. わかりやすい新総合計画について

###### ・戦略的な新総合計画

施策の優先順位を明確にするための具体的な手法・支援について記載すること。

###### ・合理的な新総合計画

各種個別計画との関連を整理するための具体的な手法・支援について記載すること。

###### ・実効的な新総合計画。

新総合計画進行管理と予算決算事務・事業評価事務を連動させるための手法・支援について記載すること。

##### ウ. 実施スケジュール（作業フロー）

###### ・2か年の主な業務内容とスケジュールを記載すること。

###### ・作業内容における南知多町と企画提案事業者との役割分担を記載すること。

##### エ. 基礎調査、分析について

・現状調査と分析評価

データ整理から分析評価についての基本的な考え方と具体的な支援について記載すること。

・現総合計画(第6次南知多町総合計画)の評価及び検証

現総合計画の評価及び検証についての基本的な考え方と具体的な支援について記載すること。

・新総合計画の成果指標の設定

新総合計画の成果指標を設定するに至るまでの基本的な考え方と具体的な支援について記載すること。

オ. 庁内総合計画策定会議等について

庁内総合計画策定会議等の運営について、具体的な支援について記載すること。

カ. 効率的・効果的な職員参画・住民参画について

・職員の意識の共有を図るための具体的な支援について記載すること。

・住民ニーズの把握や住民とのまちづくり意識の共有を図るうえでの調査や会議等についての基本的な考え方と具体的な支援について記載すること。

キ. 新総合計画の紙面構成について

住民にわかりやすく親しみやすい計画で、職員も事務事業で活用できる計画書の紙面構成、イメージを記載すること。

ク. その他

上記に掲げる事項のほか、企画提案事業者独自の提案があれば記載すること。

②会社概要

・会社名、本社所在地、技術者数、業務内容

・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスなど)

③本業務に係る実施体制及び配置予定者(所属、氏名、年齢、実務経験年数(※1)、本業務の担当・役割、取得資格、同種・類似業務の受託実績など)

④見積書(※2)

本要領及び仕様書に定める業務について、具体的な内訳(業務内容、工程ごとの業務想定日数、積算根拠)を記載すること。

⑤過去5年間での同種・類似業務の受託実績及び制作物等(※3)

※1:実務経験年数は、同種・類似の調査研究分野における経験年数を記入すること。

※2:見積書は、正本1部のみ契約権限受任者印を押印し、他は複写可とする。

2019年度、2020年度を別に作成すること。ただし2020年度見積額については、委託金額の上限には含めない。

※3:該当無い場合は不要。元請として受託した場合に限る。制作物については、それぞれ3点以内とする。

(4)その他

- ①企画提案書は、許可なく他に公表、貸与、使用しない。
- ②提出物は返却しないものとする。

8 企画提案書の提出期限など

(1)提出期限:2019年3月19日(火)午後5時まで

(2)提出部数:企画提案書10部

※過去5年間での同種・類似業務の受託実績及び制作物等は1部で可。

(3)提出方法:持参又は郵送に限る。なお、持参の場合は、開庁時間内とし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

9 企画提案の選考など

(1)一次選考:提出された企画提案書などの提出書類により選考する。

①結果通知:選考の結果については、2019年3月22日(金)までに文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

(2)二次選考:企画提案書などの提出書類及びプレゼンテーションにより選考する。

①開催日:2019年3月27日(水)(時間、場所などの詳細は、別途通知する。)

②発表時間:40分程度(20分以内のプレゼンテーションの後、20分以内の質疑応答を行う。)

③発表方法:2019年3月19日(火)までに提出した企画提案書で行う。

※パソコン、プロジェクターを使用する場合は、企画提案書提出時までに申し出ること。

④その他:プレゼンテーションを行う者には、本業務に直接携わる担当者のみとし、3名以内とする。

⑤結果通知:選考の結果については、選考を行った日から2週間以内に文書で通知する。選考の結果に対する異議の申し立て、質問などは受け付けない。

10 審査項目

	審査項目	全体に占める割合	評価基準
1	業務経歴	6/100	別紙1参照
2	業務実施体制	9/100	別紙1参照
3	企画提案に対する評価	70/100	別紙2参照
4	見積金額	(10+5)/100	標準偏差を用いて算出

## 11 審査方法

- (1) 一次選考は、事務局にて審査を行う。
- (2) 二次選考は、町職員で構成する選考委員会により、各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。
- (3) 審査方法は、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により行う。
- (4) 審査項目 1・2 の評価基準については、別紙 1 のとおりとし、事務局が評価点数を算出する。
- (5) 審査項目 3 の評価基準については、別紙 2 のとおりとし、選考委員会が評価点数を算出する。
- (6) 審査項目 4 の評価については、事務局が標準偏差を用いて評価点数を算出する。2019 年度・2020 年度を別々に評価点数を算出する。ただし 2020 年度の評価点数については 1/2 を乗じて算出する。

## 12 契約候補者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案事業者を契約候補者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該契約候補者が辞退した場合は、次に総合点数の高い企画提案事業者を契約候補者として選定する。

本プロポーザルは、企画提案事業者が 1 者であっても成立するものとする。しかし、契約候補者に選定された企画提案事業者との契約締結を保証するものではない。

## 13 企画提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、企画提案事業者を失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法などの適用を申請するなど、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為など、選考委員会が失格であると認めた場合。

## 14 企画提案にあたっての注意事項

- (1) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については契約時に定める。
- (2) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、本業務の目的達成のために

修正すべき事項がある場合には、本町と企画提案事業者との協議によって契約締結段階に項目の追加、変更、又は削除を行うものとする。

- (3) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において、提案書と別の資料を提示することは可とする。また、企画提案事業者多数の場合は、提出書類の内容に基づく一時審査によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。
- (4) 本事業に係る予算が南知多町議会において可決されなかった場合は、契約締結できないことがある。

## 15 企画提案に要する経費

企画提案書などの作成経費・旅費などの必要経費は、企画提案事業者の負担とする。

## 16 担当部署（事務局）

実施要領に定める各種書類の提出先や問合せ等は南知多町役場企画課が担当する。

南知多町役場 企画部 企画課 担当：高田・山下

〒470-3495 愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地

電話番号:0569-65-0711（代表）内線 332

FAX 番号: 0569-65-1235

Eメール:kikaku@town.minamichita.lg.jp

## 【第7次南知多町総合計画策定支援業務に係る業者選定事務フロー】

- 平成31年3月 4日(月) : 第7次南知多町総合計画策定支援業務に係る企画提案競技の公募開始
- 3月 7日(木) : 企画提案事業者説明会 (予定)
- 3月11日(月) : プロポーザル参加意向申出及び質問の提出期限
- 3月19日(火) : 企画提案書等の提出期限
- 3月22日(金) : 一次選考結果の通知
- 3月27日(水) : 企画提案のプレゼンテーション (最大4者)
- 3月28日(木) : 企画提案事業者へ選考の結果について通知発送
- 4月 上旬 : 選定業者と契約締結

【別紙 1】 業務経歴、業務実施体制に関する評価

第 7 次南知多町総合計画策定支援業務に係る企画提案競技審査基準

評価項目	評価ポイント		判定基準	評価基準点
業務経歴	同種・類似業務の実績（実績の有無、件数など）		過去 5 年以内の総合計画策定支援業務実績。 ※業務実績がない場合は評価対象としない。	3
			過去 5 年以内の行政評価、事務事業評価等の支援業務実績。 ※業務実績がない場合は評価対象としない。	3
業務実施体制	業務担当責任者	同種、類似業務等の実績（実績の有無、件数など）	担当者として過去 5 年以内に同種・類似業務の実績がある。 ※業務実績がない場合は評価対象としない。	3
	担当者	担当者の人数	責任者とは別に、担当者の人数が 2 名以上である。	3
	事務所の体制		愛知県内に本社または支店を設置しており、地理的に迅速な対応が可能である（営業所は除く）。	3
小計（15 点満点）				



【別紙 2】 企画提案に対する評価

第 7 次南知多町総合計画策定支援業務に係る企画提案競技審査基準

	評価項目	評価事項	評価基準点				
			5	4	2	1	0
1	新総合計画策定への基本的な考え方について	基本的な考え方やコンセプトは、本町が必要とする提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
2	わかりやすい新総合計画について	戦略的な計画について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
3		合理的な計画について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
4		実効的な計画について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
5	実施スケジュールについて	実施スケジュールについて、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
6	基礎調査、分析について	現状調査と分析評価について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
7		現総合計画の評価及び検証について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
8		新総合計画の成果指標の設定について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
9	庁内総合計画策定会議等について	庁内総合計画策定会議等の運営について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
10	効率的・効果的な職員参画・住民参画について	職員参画について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
11		住民参画について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
12	新総合計画の紙面構成について	新総合計画の紙面構成について、効果的で実現性の高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
13	独自の提案について	独自の提案は、効果的で実現性が高く、かつ魅力的な提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
14	費用対効果について	費用対効果について、高い提案であるか。	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
小計（70点満点）							

様式1

プロポーザル参加意向申出書

平成 年 月 日

南知多町長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで公告された下記プロポーザルに必要書類を添えて参加を申し込みます。

なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1. 件 名 第7次南知多町総合計画策定支援業務
2. 必要書類

連絡担当者

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

様式2

提案資格確認結果通知書

平成 年 月 日

所在地  
商号又は名称

南知多町長 石黒 和彦

平成 年 月 日付けで公告された下記プロポーザルについて、提案資格確認結果を通知します。

記

1. 件 名 第7次南知多町総合計画策定支援業務
2. 履行場所 南知多町大字 豊浜 地内
3. 提案資格の有無
  - (1) 有の場合、資格を有することを認めます。
  - (2) 無の場合、次により、資格を有することを認めません。  
理由：〇〇のため

担当課  
電 話  
F A X  
E-mail

様式3

企画提案事業者説明会参加申込書

平成 年 月 日

会社名	
担当者名	
電話番号	

平成31年3月7日に開催される企画提案事業者説明会へ下記の者の参加を申し込みます。

所属・役職	氏名	備考

※参加人数は1企画提案事業者につき3名を上限とします。